

**(表1) 日常生活自立支援事業概要
(地域福祉権利擁護事業)**

〈利用対象者〉

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）で、本事業の契約内容について判断する能力を有する方

〈事業内容〉

[福祉サービス利用援助] …福祉サービスの利用に関する情報提供・相談、福祉サービスに関する苦情解決制度の手続きの支援等

[日常的金銭管理サービス] …福祉サービスの利用料金の支払いや、各種公共料金の支払い手続き、預金の出し入れ等

[書類等預かりサービス] …通帳や印鑑、権利証などの書類等を安全な場所で保管

〈利用料〉

相談は無料ですが、サービスは有料になります。

〈利用手続き〉

お住まいの社会福祉協議会にお問合せください。相談は「専門員」が、サービス提供は「生活支援員」が担当します。

りごとを聞き取りし、Aさんの同意のもと関係機関と協力しながら、ひとつ一つ解決していきました。契約当初は生活に投げやりだったAさんも、社協専門員、生活保護ケースワーカー、民生委員、ケアマネジャー、訪問介護員、医師等関係者がチームを組んで支援する中で、少しずつ意欲を取り戻し、今では飲酒もなくなり体調も良くなりました。「自分は独りではない」という思いを持ったことが要因のようです。生活が変わったことで、以前の友人たちともまた交流が生まれ、生活も充実して

いきました。Aさんも「これからは自分のためにお金を使っていこう」と意志を表現しています。☆ ☆ ☆ 本事業のみでは、利用者の生活を全体を支えていくことはできません。しかし、他の専門機関と連携しチームで支えていくことで、生活の幅は広がり、課題解決の可能性もより高まっています。もとより社協では、構成員である地域福祉の推進に参加・協働する地域住民をはじめ、地区社協、ボランティア団体等や関係機関とのネットワークを活かしながら、

地域の生活課題に取り組んでいます。このような特徴を活かしながら本事業を実施し、利用者の生活を総合的に支えられるよう努めています。例えば、介護保険等の公的サービスだけでなく、地域住民が行なうインフォーマルなサロン等の利用へもつなげ、利用者の生活がより豊かになったという事例も報告されています。 **本事業の課題と今後の取り組み** 順調に進んでいるAさんへの支援ですが、本事業は、利用者の意思に基づいた支援を行なうため、将来、Aさんの判断能力が喪失した場合、サービスの提供ができません。このような場合に速やかに成年後見制度等へ移行できるかが課題の一つとなっています。また、利用者の権利擁護のためには、判断能力喪失後の支援について関係機関で方針を統一し、準備を進めることが不可欠です。そのためには、利用者の判断能力低下のサインを見極め、移行するタイミングを見逃さないことが重要

となります。一方で成年後見制度の利用が望ましい事例であっても、首長申し立ての親族調査の手続き等に時間がかかることや、後見人に報酬を払えない、後見人のなり手が見つからないなどにより、成年後見の申し立てがすすまない、ということも速やかな移行を妨げる要因として考えられます。そこで本会では、成年後見制度についての研修を実施することに加え、判断能力低下を見極めるための本事業のガイドラインについても作成を予定しています。また、県内の利用率（人口に占める利用者数）は全国の中で高くない現状もあり、本事業を必要とする方にサービスが届くよう、また関係機関からの理解を得られるように、DVDの作成を行い周知により力を入れるとともに、判断能力不十分な方が対象であることや金銭管理を行なうなどの事業の特性をふまえ、よりリスクマネジメントに留意した事業運営に努めています。